

各 位

会 社 名 シ ャ 一 プ 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役会長兼社長 戴 正 呉
(コード番号 6753)

新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関するお知らせ

当社は、2018年6月22日開催の取締役会において、下記I. のとおり、新株式発行及び株式売出しについて、下記II. のとおり、会社法第178条の規定に基づく自己株式（A種種類株式）の消却について、並びに下記III. のとおり、自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却について決議いたしました。

なお、下記I. に記載の新株式発行及び下記III. に記載のC種種類株式の一部取得後の鴻海精密工業股份有限公司及びそのグループ企業（以下「鴻海グループ」といいます。）との関係についても、併せて公表いたします。

【新株式発行による本資金調達の背景と目的】

当社グループは、2016年の鴻海グループとの戦略的提携の下、構造改革を断行しており、2017年5月26日に発表した「2017～2019年度中期経営計画」（以下「中期経営計画」といいます。）の達成に向けて、「人に寄り添うIoT」、「8Kエコシステム」をキーワードに、基本戦略である「ビジネスモデルの変革」、「グローバルでの事業拡大」、「経営基盤の強化」等に取り組んでおります。

その結果、前年度の連結業績においては、全セグメントの売上が増加し、6年ぶりの復配を実現する等、当社グループの事業は成長軌道へと転換しております。

当社は、引き続き中期経営計画に基づく基本戦略を押し進め、「人に寄り添うIoT」機器・サービスを創出し、「8Kエコシステム」を構築することで、様々な分野で大きなイノベーションを起こし、「8KとAIoTで世界を変える」ことを目指してまいります。

かかる事業ビジョンを達成するための機動的な成長投資や、普通株式への配当の継続といった観点から、A種種類株式の全量処理を通じた「資本の質的向上」により財務基盤の強化を図ることが必要であると判断し、2018年6月5日に、当社普通株式の発行及び当社のA種種類株式の取得による財務基盤の

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

より一層の強化を軸とした「資本財務再構築プラン」（以下「本プラン」といいます。）を決議し、同日公表いたしました（詳細については、2018年6月5日付プレスリリース「「資本財務再構築プラン」の策定、これに基づく自己株式（A種種類株式）の取得（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に係る事項の決定及び新株式発行に係る発行登録のお知らせ並びにC種種類株式の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得方針に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

当社は、本プランの実施を通じて、①財務基盤を強化することにより規律ある成長投資が実施可能な体制を整え、②柔軟な株主還元を実現する基盤を構築することが、当社グループの中長期的な利益成長の礎となり、ひいては当社普通株式の株式価値向上に資するものと判断しております。

かかる判断のもと、今般、当社は、公募による新株式発行、これに伴う当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）及び第三者割当による新株式発行を実施することといたしました。

これにより調達する資金については、本プランに基づくA種種類株式の取得資金に充当する他、「8Kエコシステム」、「人に寄り添うIoT」のビジネスモデルに沿った8Kエコシステムの構築及びAIoT事業の拡大に向けた研究開発費用に充当し、残額が生じた場合は、2019年3月19日及び2019年9月13日償還予定の無担保社債の償還資金に充当する予定です。調達資金の使途についての詳細は、下記「<ご参考> 3. 調達資金の使途 (1) 今回の調達資金の使途」をご参照下さい。

※「AIoT」は、AI (Artificial Intelligence : 人工知能) と IoT (Internet of Things : モノのインターネット) を組み合わせた造語であり、当社の登録商標です。

記

I. 新株式発行及び株式売出しについて

1. 公募による新株式発行

(1) 募集株式の下記①から③の合計による当社普通株式 78,375,000 株

- 種類及び数 ① 下記(4)①に記載の国内一般募集における国内共同主幹事会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 52,500,000 株
② 下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 22,500,000 株
③ 下記(4)③に記載の海外募集における海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 3,375,000 株

(2) 払込金額の日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定された決定方法の方式により、2018年7月9日(月)から2018年7月11日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定する。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募集方法 国内及び海外における同時募集とする。

① 国内一般募集

国内における募集（以下「国内一般募集」といいます。）は一般募集とし、みずほ証券株式会社、大和証券株式会社及び野村證券株式会社（以下「国内共同主幹事会社」と総称します。）に、国内一般募集分の全株式を買取引受けさせる。

② 海外募集

海外における募集（以下「海外募集」といいます。）は米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては 1933 年米国証券法に基づくルール 144A に従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集とし、Nomura International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited 及び Mizuho International plc を海外共同主幹事引受会社とする引受人（以下「海外引受会社」と総称します。）に、海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 52,500,000 株及び海外募集株数 25,875,000 株（上記(1)②に記載の海外引受会社の買取引受けの対象株数 22,500,000 株及び上記(1)③に記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 3,375,000 株）を目途に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集、海外募集及び下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）のジョイント・

ご注意: この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

グローバル・コーディネーターはみずほ証券株式会社、大和証券株式会社及び野村證券株式会社とする。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
(　国内　)
- (7) 払込期日 2018年7月17日(火)から2018年7月19日(木)までの間のいずれかの日。
ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役副社長 野村 勝明に一任する。
- (10) 海外募集が中止となる場合は、国内一般募集も中止する。国内一般募集が中止となる場合は、海外募集も中止する。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1. をご参照下さい。）

- (1) 売出株式の当社普通株式 7,875,000株
種類及び数 なお、上記売出株式数は上限の売出株式数を示したものである。国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 7,875,000 株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出しを行う。
- (5) 申込期間 国内一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 国内一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役副社長 野村 勝明に一任する。
- (9) 国内一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>1. をご参照下さい。）

- (1) 募集株式の当社普通株式 7,875,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期 2018 年 8 月 13 日(月)
日)
- (6) 払込期日 2018 年 8 月 14 日(火)
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役副社長 野村 勝明に一任する。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 国内一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

II. 自己株式（A 種種類株式）の消却について

当社は、2018 年 6 月 5 日開催の取締役会において、本プランに基づく自己株式（A 種種類株式）の取得（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に係る事項を決議しております（詳細は、2018 年 6 月 5 日付プレスリリース「「資本財務再構築プラン」の策定、これに基づく自己株式（A 種種類株式）の取得（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に係る事項の決定及び新株式発行に係る発行登録のお知らせ並びに C 種種類株式の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得方針に関するお知らせ」をご参照下さい。）が、当該決議に基づき取得する自己株式（A 種種類株式）の消却について、以下のとおり決議いたしました。

1. 消却する自己株式の種類

A 種種類株式

2. 消却する自己株式の数

A 種種類株式 200,000 株

ご注意: この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A 種種類株式）の消却並びに自己株式（C 種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C 種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

3. 消却予定日

2018年7月27日（金）

（注）上記の消却については、当社がA種種類株式200,000株を取得することを条件とします。

III. 自己株式（C種種類株式）の一部の取得（普通株式を対価とする取得条項に基づく取得）及び自己株式（C種種類株式）の消却について

C種種類株式の発行済株式の全部は鴻海グループの役員・従業員から構成された持株会社であるES Platform LP（以下「ES」といいます。）により保有されています。

ESから当社に対し、現在ESが保有しているC種種類株式の約3割を目途に、普通株式を対価とする取得条項に基づき、当社がC種種類株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付すること（以下「本取得」といいます。）につき要請がなされておりました（2018年6月5日付プレスリリース「「資本財務再構築プラン」の策定、これに基づく自己株式（A種種類株式）の取得（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に係る事項の決定及び新株式発行に係る発行登録のお知らせ並びにC種種類株式の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得方針に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

かかる要請を受けて、当社は、以下のとおり、C種種類株式の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び取得したC種種類株式の消却について決議いたしました。

なお、かかるC種種類株式の一部の取得に伴い交付される当社普通株式については、下記「<ご参考> 5. その他（4）ロックアップについて」に記載のとおりESとジョイント・グローバル・コーディネーターとの間でロックアップの合意がなされていますが、ロックアップの除外事由に該当する場合又はESロックアップ期間が経過した場合には、ESが当該普通株式を保有し続ける保証はありません。

1. C種種類株式の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得

（1）取得する株式の種類及び数

C種種類株式（無議決権・普通株式を対価とする取得条項付株式、非上場株式）

341,000株（発行済C種種類株式数1,136,363株中）

（2）交付する株式の種類及び数

普通株式 34,100,000株（C種種類株式1株に対し普通株式100株）

（3）取得条項に基づく取得日及び普通株式の交付日

2018年7月23日（月）

2. 自己株式（C種種類株式）の消却

（1）消却する自己株式の種類

C種種類株式

ご注意：この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(2) 消却する自己株式の数

C種種類株式 341,000 株（発行済C種種類株式数 1,136,363 株中）

(3) 消却予定日

2018年7月23日（月）

IV. 本公司増資及び本件第三者割当増資並びにC種種類株式の一部取得後の鴻海グループとの関係について

当社が国内一般募集及び海外募集（以下「本公司増資」と総称します。）並びに上記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」に記載の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」といいます。）を実施し、また、上記「III. 1. C種種類株式の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得」に記載のとおり、C種種類株式の取得条項に基づき、C種種類株式の取得と引換えにESに対して当社普通株式の交付を行った場合には、希薄化により鴻海グループの持分は低下する見込みであるものの、鴻海グループが保有する議決権を合計した保有比率については、過半数を維持する見込みです。また、かかる鴻海グループの持分の低下は、2016年に鴻海グループとの間で始まった当社グループと鴻海グループとの間の強固な取引関係に大きな影響を及ぼすものではないと認識しております。当社グループは、現在も、車載やセンサーモジュール等の様々な事業分野において、鴻海グループとの間で合弁会社の設立等を含めた協業の可能性を検討しており、今後も引き続き、鴻海グループの技術力、生産性及びコスト力を活かした事業シナジーを追求し、綿密な連携を保ちながら成長・発展し、業績の向上に努めてまいります。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「I. 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しほは、上記「1. 公募による新株式発行」に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 7,875,000 株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、7,875,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、国内一般募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借り入れた株式（以下「借り入れ株式」といいます。）の返却に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は 2018 年 6 月 22 日（金）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 7,875,000 株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、2018 年 8 月 14 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2018 年 8 月 10 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借り入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借り入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社は、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴つて安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借り入れ株式の返却に充当することができます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借り入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」といいます。）について、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

みずほ証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、みずほ証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、上記の取引に関して、みずほ証券株式会社は、大和証券株式会社及び野村證券株式会社と協議の上、これらを行います。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

2. 本公司増資及び本件第三者割当増資、自己株式（A種種類株式）の取得及び消却並びに自己株式（C種種類株式）の取得及び消却による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	普通株式	498,316,558 株	(2018年5月31日現在)
	A種種類株式	200,000 株	
	C種種類株式	1,136,363 株	
本公司増資による増加株式数	普通株式	78,375,000 株	(注) 1
本公司増資後の発行済株式総数	普通株式	610,791,558 株	(注) 1、3、4
	A種種類株式	0 株	(注) 2
	C種種類株式	795,363 株	(注) 3
本件第三者割当増資による 増加株式数	普通株式	7,875,000 株	(注) 5
本件第三者割当増資後の 発行済株式総数	普通株式	618,666,558 株	(注) 3、4、5
	A種種類株式	0 株	(注) 2
	C種種類株式	795,363 株	(注) 3

(注) 1. 上記「I. 1. 公募による新株式発行」(1)③に記載の権利全部を海外引受会社が行使した場合の数字です。

2. 本公司増資の払込みが完了した場合、当社は、本公司増資の払込期日の2営業日後の日（又はA種種類株式を保有する株式会社みずほ銀行及び株式会社三井UFJ銀行（以下両行を「A種種類株主」と総称します。）との間で別途その他の日とする旨書面で合意した場合は、当該その他の日）に、全てのA種種類株式を会社法上の自己株式取得の方法により取得し、上記「II. 自己株式（A種種類株式）の消却について」に記載のとおり、2018年7月27日に消却する予定です。

3. 当社は、上記「III. 自己株式（C種種類株式）の一部の取得（普通株式を対価とする取得条項に基づく取得）及び自己株式（C種種類株式）の消却について」に記載のとおり、2018年7月23日に、C種種類株式のうち341,000株を普通株式を対価とする取得条項に基づき取得し、普通株式34,100,000株を交付する予定です。また、取得したC種種類株式については、同日に消却する予定です。

4. C種種類株式の取得の対価として2018年7月23日に交付される普通株式34,100,000株が全て新規発行によるものであることを前提として、当該新規発行に係る株数を含めた株数を記載しております。

5. 上記「I. 3. 第三者割当による新株式発行」(1)に記載の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

本公司増資及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 216,249,512,500 円については、185,016,700,000 円を本公司増資の払込期日の 2 営業日後の日に A 種種類株式の取得資金に、30,000,000,000 円を 2020 年 3 月末までに 8K エコシステムの構築及び AIoT 事業の拡大に向けた研究開発費用（注）に、残額が生じた場合は、2019 年 3 月 19 日償還予定の第 23 回無担保社債（発行総額 100 億円）及び 2019 年 9 月 13 日償還予定の第 26 回無担保社債（発行総額 300 億円）の償還資金に充当する予定です。不足する資金については、自己資金を充当いたします。

A 種種類株式の取得及び消却の内容については、上記「II. 自己株式（A 種種類株式）の消却について」をご参照下さい。

（注）「8K エコシステムの構築」は、8K の超高精細映像を様々な分野で活用することを企図しております。また、「AIoT 事業の拡大」は、人や環境の変化に気づき、考え、インターネットを通じて様々なサービスと連携し、最適な提案をしてくれる新しいパートナーとしての AIoT 機器（AI（人工知能）と IoT（モノのインターネット）に対応した機器）を通じて、「人に寄り添う IoT」を実現していくことを企図しております。かかる「8K エコシステムの構築」及び「AIoT 事業の拡大」を実現するために、「スマートホーム」、「スマートビジネスソリューション」、「IoT エレクトロデバイス」及び「アドバンスディスプレイシステム」の 4 つのセグメントに横串を通して、「8K エコシステム戦略推進室」及び「AIoT 戦略推進室」を設置し、“One SHARP” の事業推進体制を構築しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

2016 年 2 月 25 日及び同年 3 月 30 日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式（普通株式及び C 種種類株式）の発行にかかる調達資金 384,527,342,641 円（手取概算額合計）については、以下のとおり充当することを予定しておりましたが、検収時期の後退等を背景として、調達資金の支出予定期限についての見直しを行っております。（変更箇所に下線を引いております。）

【当初の予定使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期限
① OLED 事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等	200,000	2016 年 7 月～ <u>2019 年 6 月</u>
② ディスプレイデバイスカンパニーにおける中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等	60,000	2016 年 7 月～ <u>2018 年 9 月</u>

ご注意：この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A 種種類株式）の消却並びに自己株式（C 種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C 種種類株式）の消却に関する行為のための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

③	コンシューマーエレクトロニクスカンパニーにおける、IoT分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等	40,000	2016年7月～ 2018年9月
④	エネルギーソリューションカンパニーにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等	8,000	2016年7月～ 2018年9月
⑤	電子デバイスカンパニーにおける、車載・産業・IoT分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等	10,000	2016年7月～ 2018年9月
⑥	ビジネスソリューションカンパニーにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等	40,000	2016年7月～ 2018年9月
⑦	日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費	26,527	2016年7月～ 2019年6月

【変更後の予定使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期
① OLED事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等	200,000	2016年7月～ 2020年3月
② アドバンスディスプレイシステムセグメントにおける中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等	60,000	2016年7月～ 2020年3月
③ スマートホームセグメント及びアドバンスディスプレイシステムセグメントにおける、IoT分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等	40,000	2016年7月～ 2019年3月

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

④	スマートホームセグメントにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等	8,000	2016年7月～ 2020年3月
⑤	IoTエレクトロニクスデバイスセグメントにおける、車載・産業・IoT分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等	10,000	2016年7月～ 2018年9月
⑥	スマートビジネスソリューションセグメントにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等	40,000	2016年7月～ 2019年3月
⑦	日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費	26,527	2016年7月～ 2019年6月

(注1) 変更後の具体的な使途は、2017年度第1四半期連結会計期間より変更された報告セグメントの区分に基づき記載しておりますが、具体的な使途の内容には変更はございません。

(注2) ⑤については、当初の資金使途に基づき支出予定時期に全額充当済みです。その他については、当初の資金使途に基づき充当中です。

(3) 業績に与える影響

当社普通株式の発行を含む本プラン実施を通じて、①財務基盤を強化し規律ある成長投資が実施可能な体制を整え、②柔軟な株主還元を実現する基盤を構築することが、当社グループの中長期的な利益成長の礎となり、ひいては当社普通株式の株式価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主各位に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとし、また、連結業績や財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案し、長期的な視点に立って研究開発などへの積極的な投資や財務体質の強化を実行しつつ、剰余金の配当等を実施する方針です。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、財務体質の改善を考慮しつつ今後のグループ事業基盤拡充のための投資等に充当し、安定的な経営基盤の確立を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
1 株当たり連結当期純利益 又は当期純損失(△)	△154.64円	△68.56円	106.07円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	— (一)	— (一)	10.00円 (一)
実績連結配当性向	—	—	9.4%
自己資本連結当期純利益率	—	△19.8%	20.9%
連結純資産配当率	—	—	4.7%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2016年3月期及び2017年3月期に関しては、連結当期純損失を計上し、無配のため、実績連結配当性向は記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権及び非支配株主持分を控除した額)で期首と期末の平均)で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。なお、2016年3月期及び2017年3月期に関しては、無配のため、記載しておりません。
4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の株式併合を行っておりますが、2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益又は当期純損失を算定しております。
5. 2017年3月期の1株当たり連結当期純損失及び2018年3月期の1株当たり連結当期純利益の算定にあたっては、C種種類株式の剰余金の配当が普通株式と同順位であることに鑑み、普通株式と同等の株式として、その普通株式相当数を普通株式の期中平均株式数に含めた上で算定しております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

①当社は新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は以下のとおりです。なお、本公募増資及び本件第三者割当増資並びに本取得後の発行済普通株式総数に対する潜在株式数の比率は0.02%になる見込みです。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式(A種種類株式)の消却並びに自己株式(C種種類株式)の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式(C種種類株式)の消却に関する行為のため作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書(作成された場合)及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

新株予約権の状況（2018年5月31日現在）

発行決議日	交付普通株式予定残数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
2017年4月19日	81,100株	4,120円	2,060円	2019年4月21日から 2024年4月21日まで
2017年9月26日	45,300株	3,400円	1,700円	2019年9月28日から 2024年9月28日まで

(注) 2017年10月1日を効力発生日とする、10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整がなされております。

②当社は、A種種類株式を2015年6月30日に200,000株（発行総額2,000億円）発行しており、2019年7月1日以降、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使が可能となります。但し、本プランに従い、本公募増資の払込みが完了した場合、当社は、本公募増資の払込期日の2営業日後の日（又はA種種類株主との間で別途その他の日とする旨書面で合意した場合は、当該その他の日）に、全てのA種種類株式を会社法上の自己株式取得の方法により取得する見込みです。当該自己株式取得が実施された場合、当社普通株式を対価とするA種種類株式の取得請求権の行使による当社普通株式の希薄化は発生しない予定です。本プランの詳細は、2018年6月5日付プレスリリース「「資本財務再構築プラン」の策定、これに基づく自己株式（A種種類株式）の取得（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に係る事項の決定及び新株式発行に係る発行登録のお知らせ並びにC種種類株式の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得方針に関するお知らせ」をご参照下さい。

③当社は、C種種類株式を2016年8月12日に11,363,636株（発行総額約1,000億円、2017年10月1日付け効力発生の株式併合後は1,136,363株）発行しており、2017年7月1日以降、当社は普通株式を対価とする取得条項に基づきC種種類株式を取得することが可能となっております。上記「III. 自己株式（C種種類株式）の一部の取得（普通株式を対価とする取得条項に基づく取得）及び自己株式（C種種類株式）の消却について」に記載のとおり、当社は2018年7月23日に普通株式を対価とする取得条項に基づきC種種類株式341,000株を取得し、当社普通株式34,100,000株を交付する見込みです。C種種類株式の残る795,363株についての取得方針は、現時点において未定です。

なお、上記のC種種類株式の取得（本取得）に際して当社普通株式34,100,000株が全て新規発行された場合における、本公募増資及び本件第三者割当増資並びに本取得後の発行済普通株式総数に対する残存するC種種類株式の潜在株式数の比率は12.86%になる見込みです。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

(ア) 第三者割当増資によるA種種類株式の発行

払込期日	2015年6月30日	
発行価額	1株につき1,000,000円	
調達資金の額	200,000,000,000円	
募集時における 発行済株式数	1,701,214,887株（普通株式）	
当該募集による 発行株式数	200,000株	
募集後における 発行済株式総数	1,701,439,887株（A種及びB種種類株式を含む。）	
割当先	株式会社みずほ銀行	100,000株
	株式会社三菱UFJ銀行	100,000株
発行時における 当初の資金用途	a. みずほ銀行グループからの当社及び当社子会社の借入金の弁済 100,000百万円 b. 三菱UFJ銀行グループからの当社及び当社子会社の借入金の弁済 100,000百万円	
発行時における 支出予定期	a. 2015年6月 b. 2015年6月	
現時点における 充当状況	a.～b. 当初の予定どおりに充当済み	

(イ) 第三者割当増資によるB種種類株式の発行

払込期日	2015年6月30日	
発行価額	1株につき1,000,000円	
調達資金の額	25,000,000,000円	
募集時における 発行済株式数	1,701,214,887株（普通株式）	
当該募集による 発行株式数	25,000株	
募集後における 発行済株式総数	1,701,439,887株（A種及びB種種類株式を含む。）	

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

割 当 先	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合 25,000 株
発行時における当初の資金使途	a. 液晶事業における高精細化・歩留り改善に向けた機械設備等の新規導入・更新、その他合理化投資等 17,600 百万円 b. 健康環境事業における日本・中国・アジア向け新製品金型投資、その他国内外各工場における合理化投資等 4,000 百万円 c. ビジネスソリューション事業における新製品向け金型投資、その他各工場における合理化投資等 3,000 百万円
発行時における支出行定期	a. 2015年7月～2018年3月 b. 2015年7月～2018年3月 c. 2015年7月～2018年3月
現時点における充当状況	a.～c. 当初の資金使途に基づき充当済み

(ウ) 第三者割当増資による普通株式及びC種種類株式の発行

払込期日	2016年8月12日
発行価額	普通株式：1株につき88円 C種種類株式：1株につき8,800円
調達資金の額	普通株式：288,811,661,336円 C種種類株式：99,999,996,800円
募集時における発行済株式数	1,701,439,887株（A種及びB種種類株式を含む。）
当該募集による発行株式数	普通株式：3,281,950,697株 C種種類株式：11,363,636株
募集後における発行済株式総数	4,994,754,220株（A種、B種及びC種種類株式を含む。）
割当先	普通株式： 鴻海精密工業股份有限公司 1,300,000,000株 Foxconn (Far East) Limited 915,550,697株 Foxconn Technology Pte. Ltd. 646,400,000株 SIO International Holdings Limited 420,000,000株 C種種類株式： 鴻海精密工業股份有限公司 11,363,636株

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

発行時における 当初の資金使途	<p>a. OLED 事業化に向けた技術開発投資、量産設備投資等 200,000 百万円</p> <p>b. ディスプレイデバイスカンパニーにおける中型液晶領域を中心とした高精細化・歩留り改善投資、次世代技術開発投資、その他増産・合理化投資等 60,000 百万円</p> <p>c. コンシューマーエレクトロニクスカンパニーにおける、IoT 分野の業容拡大等ビジネスモデルの変革に向けた研究開発・金型投資、新興国向け事業拡大に向けた研究開発・金型投資、その他増産・合理化投資等 40,000 百万円</p> <p>d. エネルギーソリューションカンパニーにおける、既存事業からの業態転換に向けたソリューション分野での研究開発・販路開拓投資等 8,000 百万円</p> <p>e. 電子デバイスカンパニーにおける、車載・産業・IoT 分野を中心とした成長分野への研究開発投資、販路開拓投資、その他増産・合理化投資等 10,000 百万円</p> <p>f. ビジネスソリューションカンパニーにおける、既存MFP事業の販路開拓投資、ロボティクス、ソリューション事業等の成長分野における研究開発投資、その他増産・合理化投資等 40,000 百万円</p> <p>g. 日本・アジア・中国を中心とした重点地域におけるブランド価値の向上のための宣伝投資等一般経費、新規事業分野の拡大に向けた要素技術開発・基礎研究投資等一般経費 26,527 百万円</p>
発行時における 支出予定期	<p>a. 2016年7月～2019年6月</p> <p>b. 2016年7月～2018年9月</p> <p>c. 2016年7月～2018年9月</p> <p>d. 2016年7月～2018年9月</p> <p>e. 2016年7月～2018年9月</p> <p>f. 2016年7月～2018年9月</p> <p>g. 2016年7月～2019年6月</p>
現時点における 充当前状況	<p>a.～g. 当初の資金使途に基づき充当中</p> <p>なお、現時点における資金使途のセグメントの区分及び支出予定期については、上記「3. 調達資金の使途 (2) 前回調達資金の使途の変更」をご参照下さい。</p>

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

②過去3決算期間及び直前の当社普通株式の株価等の推移

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	235円	127円	480円 □3,340円	3,185円
高 値	289円	472円	504円 □4,205円	3,570円
安 値	108円	87円	292円 □3,110円	2,615円
終 値	129円	470円	341円 □3,180円	2,681円
株価収益率	—	—	30.0倍	—

- (注) 1. 株価は、2016年7月までは東京証券取引所市場第一部、2016年8月から2017年12月6日までは東京証券取引所市場第二部、2017年12月7日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 2019年3月期の株価については、2018年6月21日現在で表示しています。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2016年3月期及び2017年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。また、2019年3月期に関しては、未確定のため記載しておりません。
4. □印は、株式併合（2017年10月1日付で10株につき1株の割合で併合）による権利落後の株価を示しております。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

C種種類株式の割当先であった鴻海精密工業股份有限公司からは、C種種類株式の保有方針について、安定株主として長期保有する意向であることを確認しておりましたが、鴻海精密工業股份有限公司は、鴻海グループの役員・従業員で構成された持株会社であるESに対して2018年1月30日付でC種種類株式の全てを譲渡しております。当社としては、当該譲渡により鴻海グループの役員・従業員が当社企業価値及び株式価値向上のためのインセンティブを持つことになることから、取締役会において譲渡を承認しております。

なお、上記「III. 自己株式（C種種類株式）の一部の取得（普通株式を対価とする取得条項に基づく取得）及び自己株式（C種種類株式）の消却について」に記載のとおり、当社は2018年7月23日に普通株式を対価とする取得条項に基づきC種種類株式341,000株を取得する見込みです。C種種類株式の残る795,363株についての取得方針は、現時点において未定です。

また、A種種類株式については、当社とA種種類株主との間に保有方針に関する取り決めはございませんでしたが、当社は2018年6月5日付でA種種類株主との間で自己株式取得に関する契約書を締結し、本プランの遂行により、A種種類株式の処理を行うことといたしました（詳細は、2018年6月5日付プレスリリース「「資本財務再構築プラン」の策定、これに基づく自己株式（A種種類株式）の取得（会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）に係る事項の決定及び新株式発行に係る発行登録のお知らせ並びにC種種類株式の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得方針に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関する一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行なうか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。

(4) ロックアップについて

本公司増資に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日（発行価格等決定日）に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式（当社種類株式を含みます。以下同じです。）の発行、当社株式に転換若しくは交換できる有価証券の発行、当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行又は自己株式の処分等（当社C種種類株式に係る普通株式を対価とする取得条項に基づく当社普通株式の交付を含みます。）（ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割に伴う当社普通株式の発行、残存している当社グループの役職員を対象とするストック・オプションとしての新株予約権の行使による当社普通株式の交付、並びに2018年6月22日開催の当社取締役会決議による、当社C種種類株式341,000株に係る普通株式を対価とする取得条項に基づく当社普通株式の交付等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

また、本公司増資に関連して、当社の株主である鴻海精密工業股份有限公司、Foxconn (Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd. 及び SI0 International Holdings Limitedは、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、原則として当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

さらに、本公司増資に関連して、当社C種種類株式の株主であるESは、当該募集に関する引受契約の締結日（発行価格等決定日）に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ESロックアップ期間」といいます。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式の売却等（ただし、2018年6月22日開催の当社の取締役会決議による当社C種種類株式に係る普通株式を対価とする取得条項に基づく当社C種種類株式341,000株の当社への譲渡及びシンジケートカバー取引期間経過後における、合計13,640,000株を上限とする当社普通株式の売却等を除きます。）を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ESロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はESロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以上

ご注意:この文書は、新株式発行及び株式売出し、自己株式（A種種類株式）の消却並びに自己株式（C種種類株式）の一部の普通株式を対価とする取得条項に基づく取得及び自己株式（C種種類株式）の消却に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及び株式売出自目論見書並びにそれぞれの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようにお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。なお、上記証券について、米国において公募又は公への販売は行われません。また、この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、実際の状況等は、国内外の経済情勢、他社との競争環境その他のリスク要因により、この文書に記載された将来情報と大きく異なる可能性があります。